

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

佐賀厚生年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から23年12月1日まで
父が取締役であったA社(現在は、B社)に、昭和18年10月1日から25年3月14日までの期間勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格取得日が23年12月1日となっていた。

同社から昭和18年に交付された辞令を所持しており、同社に事務員として勤務していた妹から、当時は事務職員も全員厚生年金保険に加入していたと聞いたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が交付した辞令及び同社に勤務していた申立人の妹の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、A社は、健康保険労働者年金保険の適用年月日が昭和18年12月15日となっており、申立期間のうち同日までの2か月間について、同社は健康保険労働者年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間のうち18年10月から19年9月までの期間は、申立人は事務系の職種であったため労働者年金保険の加入対象に該当しないことから、労働者年金保険の被保険者となることができない。

また、B社の事業主は、「保管している被保険者台帳及び従業員台帳に申立人の氏名の記載が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出、保険料納付及び保険料の控除についてはすべて不明である。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を

得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人がA社において、昭和23年12月1日に被保険者資格を取得し、25年3月15日に資格を喪失した記録が確認でき、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している上、同名簿において申立人より前に資格を取得している被保険者1,110人を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、また、申立期間当時の事業主、取締役であった父及び専務であった姉婿の氏名の記載も見当たらず、同名簿の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成元年 11 月 2 日まで
昭和 62 年 11 月 30 日に退職したA事業所からの紹介で、同年 12 月 1 日からB事業所に勤務することになり、平成元年 10 月末まで勤務した。同事業所では、日々雇用職員として採用され、C課に所属し、事務補助として 1 日 8 時間、月に 24 日間から 25 日間業務に携わった。
申立期間の厚生年金保険料については自分の給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同資格喪失届確認通知書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 62 年 12 月 1 日から平成元年 10 月 20 日までの間、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のB事業所での被保険者種別は、「健保のみ」と記録されている上、同事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失届確認通知書の厚生年金保険の被保険者記号番号欄に申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号の記載は無いことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、B事業所の現在の社会保険事務の担当者は、「保管している賃金台帳によると、平成 5 年 1 月以前の日々雇用職員については健康保険のみ加入し、厚生年金保険及びD共済年金には加入していなかった。」と供述しており、同事業所が提出した申立人の平成元年 9 月分の賃金台帳(賃金等請求書及領収書)の控除欄には、健康保険料、失業保険料及び所得税額の控除が記載されて

いるが、D共済年金に係る掛金及び厚生年金保険料の控除に係る記載は無い上、D共済組合相談センターの共済組合記録管理担当者は、「申立人の氏名及び生年月日から加入記録の検索を行ったが、該当がなかった。申立人はD共済年金には加入していないと思われる。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚8人は、オンライン記録によると、B事業所に勤務した期間の被保険者種別がいずれも申立人と同様に「健保のみ」と記録されており、厚生年金保険の加入記録が無い上、これら8人のうち3人は、同事業所に勤務した期間は申立人と同様に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。